

2021 年度



全国子ども会 安全共済会に入ろう!

〈連絡先〉

一般財団法人大阪府こども会育成連合会

〒556-0021 大阪市浪速区幸町2丁目7番3号 りそな・アルテ桜川ビル2階

電話 06-6561-0051 FAX 06-6561-0053

公益社団法人全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 全国子ども会ビル

電話 03-5319-1741 FAX 03-5319-1744

子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます。

事故防止のため、定期的に、そして事業開始前から事業実施中にもKYT（危険予知トレーニング）と、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

補償内容

死亡共済金	600万円 事故発生日より180日以内に死亡した場合		
後遺障害	7万円～600万円 後遺障害等級表による		
医療共済金	健康保険等を適用した医療費総額の30% 治療期間は180日を限度とする。総額50万円を支給限度とする。 (保険医療機関に限定します。)		
賠償責任	施設所有者賠償	対人	1事故5億円 1名1億円(免責なし)
		対物	1事故200万円(免責金額1,000円)
	受託者賠償	対物	1事故・保険期間中につき1,000万円(免責金額3,000円)

全国子ども会安全共済に加入するには、大阪府こども会安全共済に加入していることが条件で、次の年会費を納めることで加入することができます。

☆子ども会年会費1人 **70**円 (10月1日以降加入の場合60円)

内	全国子ども会安全共済掛金	50円 (10月1日以降加入の場合40円)	70円 (10月1日以降加入の場合60円)
訳	全国子ども会連合会運営費	20円 (子ども会賠償責任保険料を含む)	

全国子ども会安全共済とは	子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。
賠償責任保険とは	子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。
詳細につきまして、全国子ども会連合会のホームページをご確認ください。 https://www.kodomo-kai.or.jp/	

